2　法人課税

(一)　高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度の創設

青色申告書を提出する事業者が、平成三〇年四月一日（次の(2)及び(3)に掲げるものにあっては、エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日）から平成三二年三月三一日までの間に、その事業者の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める減価償却資産の取得等をして、国内にあるその事業者の事業の用に供した場合には、その取得価額の一〇〇分の三〇相当額の特別償却（中小企業者等（中小企業者のうち適用除外事業者に該当するものを除く。）については、その取得価額の一〇〇分の七相当額の特別税額控除との選択適用）ができることとした。ただし、特別税額控除額については、当期の税額の一〇〇分の二〇相当額を限度とした。（租税特別措置法第一〇条の二、第四二条の五及び第六八条の一〇関係）

(1)　エネルギーの使用の合理化等に関する法律の特定事業者又は特定連鎖化事業者（特定連鎖化事業者（以下「特定連鎖化事業」という。）の加盟者（以下「特定加盟者」という。）を含む。）　主務大臣に提出された計画において設置するものとして記載されたエネルギーの使用の合理化のための機械その他の減価償却資産でエネルギーの使用の合理化に特に効果の高い一定のもの（特定加盟者の特定連鎖化事業に関する計画に係るものにあっては、その特定加盟者が設置しているその特定連鎖化事業に係る工場等に係るものに限る。）

(2)　エネルギーの使用の合理化等に関する法律の認定を受けた工場等を設置している者　その認定に係る連携省エネルギー計画に記載された連携省エネルギー措置の実施により取得等をされる機械その他の減価償却資産でエネルギーの使用の合理化に資する一定のもの

(3)　エネルギーの使用の合理化等に関する法律の認定を受けた荷主　その認定に係る荷主連携省エネルギー計画に記載された荷主連携省エネルギー措置の実施により取得等をされる機械その他の減価償却資産でエネルギーの使用の合理化に資する一定のもの

(二)　国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等又は特別税額控除制度について、その適用期限を二年延長した上、平成三一年四月一日から平成三二年三月三一日までの間に取得等をした特定機械装置等（平成三一年三月三一日以前に受けた確認に係る事業実施計画に同日において記載されているものを除く。）につき、次のとおり見直しを行うこととした。（租税特別措置法第四二条の一〇及び第六八条の一四関係）

(1)　機械装置及び開発研究用器具備品の償却割合を一〇〇分の四五（改正前一〇〇分の五〇）に、建物等及び構築物の償却割合を一〇〇分の二三（改正前一〇〇分の二五）に、それぞれ引き下げる。

(2)　機械装置及び開発研究用器具備品の特別税額控除割合を一〇〇分の一四（改正前一〇〇分の一五）に、建物等及び構築物の特別税額控除割合を一〇〇分の七（改正前一〇〇分の八）に、それぞれ引き下げる。

(三)　国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、その適用期限を二年延長した上、平成三一年四月一日から平成三二年三月三一日までの間に取得等をした特定機械装置等（平成三一年三月三一日以前に受けた指定に係る指定法人事業実施計画に同日において記載されているものを除く。）につき、次のとおり見直しを行うこととした。（租税特別措置法第四二条の一一及び第六八条の一四の二関係）

(1)　機械装置及び開発研究用器具備品の償却割合を一〇〇分の三四（改正前一〇〇分の四〇）に、建物等及び構築物の償却割合を一〇〇分の一七（改正前一〇〇分の二〇）に、それぞれ引き下げる。

(2)　機械装置及び開発研究用器具備品の特別税額控除割合を一〇〇分の一〇（改正前一〇〇分の一二）に、建物等及び構築物の特別税額控除割合を一〇〇分の五（改正前一〇〇分の六）に、それぞれ引き下げる。

(四)　地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、地域再生法の改正に伴い、移転型事業の対象地域に準地方活力向上地域を加えた上、その適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第一〇条の四の二、第四二条の一一の三及び第六八条の一五関係）

(五)　特定の地域において雇用者の数が増加した場合の特別税額控除制度について、次のとおり見直しを行うこととした。（租税特別措置法第一〇条の五、第四二条の一二及び第六八条の一五の二関係）

(1)　同意雇用開発促進地域に係る措置は、適用期限の到来をもって廃止する。

(2)　地方事業所基準雇用者数に係る措置及び地方事業所特別基準雇用者数に係る措置を地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の特別税額控除制度に改組するとともに、次のとおり見直しを行った上、その適用期限を二年延長する。

イ　「基準雇用者数が五人以上（中小企業者等にあっては、二人以上）であること」との要件を、「地方事業所基準雇用者数のうち特定新規雇用者数に達するまでの数とその地方事業所基準雇用者数から新規雇用者総数を控除した数とを合計した数が二人以上であること」とする。

ロ　比較給与等支給額について、適用年度前一年以内事業年度等における給与等の支給額に基準雇用者割合を乗じて計算した金額に乗ずる割合を一〇〇分の二〇（改正前一〇〇分の三〇）に引き下げる。

ハ　地域再生法の改正に伴い、移転型事業の対象地域に準地方活力向上地域を加える。

ニ　地方事業所基準雇用者数に係る措置における税額控除限度額を次の金額の合計額とする。

(イ)　三〇万円（基準雇用者割合が一〇〇分の八以上（移転型事業にあっては、一〇〇分の五以上）であることとの要件を満たす場合には、六〇万円）に、地方事業所基準雇用者数（その適用年度の基準雇用者数を上限とする。以下同じ。）のうち特定新規雇用者数に達するまでの数を乗じて計算した金額

(ロ)　二〇万円（基準雇用者割合が一〇〇分の八以上（移転型事業にあっては、一〇〇分の五以上）であることとの要件を満たす場合には、五〇万円）に、新規雇用者総数（地方事業所基準雇用者数を上限とする。以下同じ。）から特定新規雇用者数を控除した数のうちその新規雇用者総数の一〇〇分の四〇に達するまでの数とその地方事業所基準雇用者数からその新規雇用者総数を控除した数とを合計した数を乗じて計算した金額

ホ　地方事業所特別基準雇用者数に係る措置における地方事業所特別税額控除限度額について、準地方活力向上地域の特定業務施設に係る金額を二〇万円（原則三〇万円）にその特定業務施設に係る地方事業所特別基準雇用者数を乗じて計算した金額とする。

ヘ　地方事業所基準雇用者数に係る措置は右記(四)の制度との選択適用とし、地方事業所特別基準雇用者数に係る措置は右記(四)を選択した場合においても適用できることとする。

ト　特別税額控除の適用を受けることができる限度額を当期の税額の一〇〇分の二〇（改正前一〇〇分の三〇）相当額に引き下げる。

(六)　雇用者給与等支給額が増加した場合の特別税額控除制度について、次のとおり見直しを行うこととした。（租税特別措置法第一〇条の五の四、第四二条の一二の五及び第六八条の一五の六関係）

(1)　青色申告書を提出する事業者が、平成三〇年四月一日から平成三三年三月三一日までの間に開始する各事業年度において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、次に掲げる要件を満たすときは、雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額の一〇〇分の一五（教育訓練費の額から比較教育訓練費の額を控除した金額のその比較教育